

改正

平成21年 3 月24日訓令第 5 号

平成21年 3 月30日訓令第 6 号

平成21年 6 月 1 日訓令第20号

只見町在宅高齢者介護予防支援事業実施要綱

(目的)

第 1 条 本事業は、町内に在住する要援護高齢者、ひとり暮らし高齢者等に対し、要介護状態に陥らないための介護予防対策や生活支援サービスを提供することにより、生きがいや健康づくり及び寝たきり予防のための知識の普及啓発を図り、もって健康で安定した自立生活を営めるよう高齢者等の総合的な保健福祉の向上を図ることを目的とする。

(事業主体)

第 2 条 本事業の実施主体は只見町とし、その責任の下に事業を実施するものとする。

2 町は、利用者及びサービス内容並びに手数料の決定を除き、本事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められる団体及び民間事業者等に委託することができるものとする。

(事業内容及び利用対象者)

第 3 条 本事業のサービス内容及び利用対象者は、次のとおりとする。

(1) 介護予防事業

ア 町内に在住する高齢者及びその家族に対し、健康で生き生きとした老後生活が送れるよう支援する観点から、介護予防のための教室等を開催する。

イ 介護予防に関するボランティア等の人材育成のために研修を実施し、又は介護予防に資する地域活動組織を育成及び支援する。

(2) 特定高齢者通所活動事業

この事業の利用者は、65歳以上の高齢者のうち生活機能検査により特定高齢者候補となった者等を対象とし、通所により、介護予防を目的とする運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、日常動作訓練、作業療法等を実施する。

(3) 生活支援ショートステイ事業

この事業の利用者は、おおむね65歳以上の高齢者及び身体障害者であって、同居家族の一時的不在により 1 人での生活に不安のある者及び基本的生活習慣が欠如し、対人関係が成立しな

いなど、いわゆる社会適応の困難な高齢者に対して、一時的な宿泊を提供し、生活習慣等の指導及び体調調整を図る。

(4) 緊急通報体制整備事業

この事業の利用者は、おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者及び基本的生活習慣が欠如し、対人関係が成立しないなど、いわゆる社会適応の困難な高齢者とのふたり暮らし高齢者等の急病や災害時等の緊急時に、迅速かつ適切な対応を図るため緊急通報装置の給付及び近隣住民の協力体制の整備を図る。

(事業の申請)

第4条 本事業のサービスを希望する者は、只見町在宅高齢者介護予防支援事業（以下「支援事業」という。）申請書（様式第1号）を町長に申請するものとする。

(事業の決定)

第5条 町長は、前条の申請書を受理したときは速やかにその内容を審査し、事業の可否を決定するとともに支援事業決定通知書（様式第2号）又は支援事業申請却下通知書（様式第3号）を申請者に通知するものとする。

(事業の廃止等)

第6条 町長は、支援事業を決定した場合であって、対象者の死亡、入院その他支援事業をすることが不適切と認められる場合には、支援事業を廃止又は停止することができる。

2 町長は、支援事業を廃止又は停止した場合は、支援事業廃止（停止）通知書（様式第4号）を申請者に通知するものとする。

(費用負担)

第7条 申請者は、只見町在宅高齢者介護予防支援事業手数料条例（平成12年只見町条例第34号）の定めるところにより、そのサービスに係る費用（以下「手数料」という。）の一部を負担するものとする。

2 町長は、災害その他やむを得ない事情により、手数料の納入が困難であると認める者については、手数料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。この場合、利用者は支援事業手数料減免（猶予）申請書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

(台帳等)

第8条 町長は、本事業の実施状況を記録する利用者台帳その他必要な帳簿を整備するものとする。

(受託団体)

第9条 本事業の一部を受託して実施する団体は、本事業に係る経理と他事業に係る経理とを明確

に区分するとともに、提供したサービスの内容、利用回数等を委託者に報告するものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成12年10月1日から適用する。

附 則（平成21年3月24日訓令第5号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日訓令第6号）

この訓令は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成21年6月1日訓令第20号）

この訓令は、平成21年6月1日から施行する。

様式（省略）